

「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」【素案】の主な修正

1 市民意見（パブリックコメント）及び議員意見に基づく修正

(1) 第1章 「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」の策定にあたって

修正箇所：5 計画の推進方法 (1) 推進体制

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>・子ども家庭局が中心となり、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果・効率的に計画を推進します。</p> <p>(後略)</p>	<p>・子ども家庭局が中心となり、全庁的な立場から総合調整を図り、計画的かつ効果・効率的に計画を推進します。<u>学校教育を所管する教育委員会とは、より一層の連携を図っていきます。</u></p> <p>(後略)</p>

修正箇所：5 計画の推進方法 (2) PDCAサイクル

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>(前略) 点検・評価を行い、計画のさらなる推進につなげていきます。点検・評価の結果については、「北九州市子ども・子育て会議」等で意見を聴いたうえで、市民に分かりやすい形で公表します。</p>	<p>(前略) 点検・評価 <u>(※)</u> を行い、計画のさらなる推進につなげていきます。</p> <p>点検・評価の結果については、「北九州市子ども・子育て会議」等で意見を聴いたうえで、市民に分かりやすい形で公表します。</p> <p><u>※点検・評価を行うにあたっては、施策ごとに成果指標を設定し、進捗状況を確認します。また、施策を推進する主な取り組みについても、それぞれ数値目標等を設定し、達成状況を確認します。</u></p>

修正箇所：5 計画の推進方法 (3) 行財政改革の視点

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>(略)</p>	<p>(追加) <u>子ども目線に立った組織横断的な視点での事業の再構築など、より効率的かつ効果的な事業実施に取り組んでいきます。</u></p>

(2) 第3章 次世代育成行動計画

修正箇所：1 基本理念と計画の視点等 (2) 計画の視点

ア 子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする視点

修正前【素案】	修正後【成案】
(前略) この計画では、第一に「子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする」という視点を共通の基本的な考え方として、すべての施策に反映させていくよう取り組みます。	(前略) この計画では、第一に「子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする」という視点を共通の基本的な考え方とします。 <u>そして、本計画を推進するにあたって、積極的に子どもの意見を聴き、</u> すべての施策に反映させていくよう取り組みます。

エ 地域社会全体で見守り支える視点

修正前【素案】	修正後【成案】
子育ての第一義的責任は保護者にあります。子育ては次代の担い手を育成する営みであることから、(後略)	子育ての第一義的責任は保護者にあり、 <u>保護者が中心となってたくさんの愛情を注ぎながら責任をもって育てることが重要ですが、</u> 子育ては次代の担い手を育成する営みであることから、(後略)

修正箇所：目標2

修正前【素案】	修正後【成案】
目標2 子どもや若者が <u>健やかに成長し、主体性が育つまち</u> をつくる	目標2 子どもや若者が <u>主体性を持って健やかに成長する</u> まちをつくる

修正箇所：施策（１）母子保健の充実

２ 施策の柱

柱①安心して妊娠・出産できる仕組みづくり

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>（前略）こんにちは赤ちゃん！小児科訪問（ペリネイタルビジット）事業等、子育て世代包括支援センターでの<u>妊娠期、出産期、産後期の切れ目ない相談・支援体制</u>の構築を、関係機関と連携して図る。</p>	<p>（前略）こんにちは赤ちゃん！小児科訪問（ペリネイタルビジット）事業、子育て世代包括支援センターでの<u>相談事業等</u>、妊娠期、出産期、産後期の切れ目ない支援体制の構築を、関係機関と連携して図る。</p>

４ 施策を推進する主な取り組み

柱①安心して妊娠・出産できる仕組みづくり

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>㊦妊娠・出産等に関する相談支援事業</p> <p>妊娠や出産に関する相談体制を充実するため、不妊や不育症、思いがけない妊娠などの悩みを抱える者に、専門職が適切な情報提供を<u>したり</u>、必要な支援につなぐ電話相談事業を実施する。</p> <p>また、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、<u>産後ケア事業をはじめとした産前・産後サポート体制や相談機能を充実する。</u></p>	<p>㊦妊娠・出産等に関する相談支援事業</p> <p>妊娠や出産に関する相談体制を充実するため、不妊や不育症、思いがけない妊娠などの悩みを抱える者に、専門職が適切な情報提供を<u>するなど</u>、必要な支援につなぐ電話相談事業を実施する。</p> <p>また、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を<u>きめ細かく相談・支援</u>することができるよう、<u>子育て世代包括支援センターの体制の強化及び周知に努める。</u></p>
<p>ペリネイタルビジット事業</p>	<p><u>こんにちは赤ちゃん！小児科訪問</u>（ペリネイタルビジット）事業</p>

<p>掲載事業なし</p>	<p>新規追加</p> <p>⑩産後ケア体制の充実</p> <p><u>産後の心身の不安定になる時期に支援が必要な産婦を早期に発見し、適切な支援につながるように、関係機関と連携し、産後ケア事業、産婦健康診査等の産後ケア体制の充実に努める。</u></p>
<p>⑨不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談</p> <p>(前略) <u>また、一般市民向けに妊娠や不妊に関する知識の普及啓発等を行うとともに、専門相談窓口を設置し、不妊治療、家庭・仕事との両立などさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。</u></p>	<p>⑨不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談</p> <p>(前略) 専門相談窓口を設置し、不妊治療、家庭・仕事との両立などさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。<u>さらに、アプリケーションソフトウェア等を活用し、妊娠を希望する市民に、妊娠や不妊に関する知識の普及及び啓発等に努める。</u></p>

柱③養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>掲載事業なし</p>	<p>新規追加</p> <p>⑪多胎児支援の充実</p> <p><u>孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が大きい多胎妊産婦・多胎家族への支援するための体制を、関係機関と連携しながら強化し、多胎児妊産婦等の負担軽減に努める。</u></p>

修正箇所：施策（3）乳児・幼児期の教育や保育の充実

事業名：幼稚園における子育て支援機能の充実

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>私立幼稚園における<u>未就園児</u>の保育や親子登園、(後略)</p>	<p>私立幼稚園における<u>2歳児保育や入園前の子どもを対象とした</u>親子登園、(後略)</p>

修正箇所：施策（５）地域における子どもの居場所づくり 柱①子どもの遊び環境の充実

修正前【素案】	修正後【成案】
公園や屋内施設など、これまで整備してきた様々な遊びの環境の充実に取り組む	<u>安全に配慮しながら、公園や屋内施設など、これまで整備してきた様々な遊びの環境の充実に取り組む</u>

修正箇所：施策（６）こころの教育、体験・学習機会の充実（本掲）

柱①学校等におけるこころの教育の推進

施策（１３）家庭の育児力・教育力の向上（再掲）

柱①子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上

修正前【素案】	修正後【成案】
掲載事業なし	新規追加 <u>㊦子どもの権利の周知・啓発</u> <u>「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」にうたわれた子どもの権利等について、子ども本人や保護者、子どもに関わる人たちなどに対し、周知・啓発を行う。</u>

施策（８）社会的養護が必要な子どもへの支援

柱②児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化

修正前【素案】	修正後【成案】
掲載事業なし	新規追加 <u>㊦施設職員の専門性及び資質向上等のための研修の実施</u> <u>児童養護施設の職員を対象に、小規模かつ地域分散化・高機能化のための専門性の向上、虐待防止・子どもの権利擁護に向けた資質の向上を図っていくため、研修を実施し、人材育成を図る。</u>

柱③一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み

修正前【素案】	修正後【成案】
掲載事業なし	<p>新規追加</p> <p>㊦児童養護施設の子どもの権利擁護</p> <p><u>施設に入所中の子どもが意見を表明できるように、また、アドボカシー（権利擁護）の認知度向上のため、講演会や子どもアドボケイト（代弁者）養成講座の開催等を検討する。</u></p>

修正箇所：施策（11）ひとり親家庭等への支援

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>㊦ひとり親家庭施策の周知</p> <p>（前略）また、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に各種支援制度を記載したチラシ等を配布する。</p>	<p>㊦ひとり親家庭施策の周知</p> <p>（前略）また、<u>養育費確保を促進するため、</u>早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に、<u>必要な各種支援制度等の周知を強化する。</u></p>
<p>柱② 経済的困難を抱える家庭等への支援〔子どもの貧困対策〕</p>	<p>柱② 子どもの貧困対策</p>

修正箇所：施策（12）子育てを応援する体制づくり

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>柱⑥外国人市民の子ども・<u>子育て</u>への支援 外国人市民の妊産婦<u>など</u>への支援 (前略) 学校や幼稚園等との日本語によるコミュニケーションが難しい場合は、(公財)北九州国際交流協会による行政通訳派遣の活用を図る。</p>	<p>柱⑥外国人市民の子ども・保護者への支援 外国人市民の妊産婦や保護者への支援 (前略) 学校や幼稚園等との日本語によるコミュニケーションが難しい場合は、(公財)北九州国際交流協会による行政通訳派遣の活用を図る。 <u>また、保護者に配布する書類については、やさしい日本語を使うなど配慮する。</u></p>

修正箇所：施策（14）子育てと仕事との両立に向けた環境づくり

1 現状・課題及び方向性

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>男性の家事・育児などへの参画を促進するための取り組みを推進します。</p>	<p>男性の家事・育児などへの参画を促進するための取り組み、<u>環境づくり</u>を推進します。</p>

修正箇所：施策（15）子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

1 現状・課題及び方向性

修正前【素案】	修正後【成案】
<p>災害時には、人々は一瞬にして日常を奪われることとなります。</p>	<p><u>気候変動がもたらす異常気象等により、自然災害が頻発しています。こうした</u>災害時には、人々は一瞬にして日常を奪われることとなります。</p>

2 市による修正

施策（４）放課後児童の健全育成

柱②放課後児童クラブの魅力の維持・向上

取り組み名	概要	取扱
放課後児童クラブの質の向上	<p>(前略)</p> <p>併せて、児童が基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活が行えるほか、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう、体系的な研修の充実や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。</p> <p>(後略)</p>	文言修正

※国の指針（抜粋）…特別な配慮を要する児童への対応に関する方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが重要である

施策（５）地域における子どもの居場所づくり

柱②地域団体・NPO との協働等による子どもが主役の居場所づくり

取り組み名	概要	取扱
㊦子ども食堂開設支援事業	<p>(前略)</p> <p>あわせて、現在実施している開設・運営支援補助や子ども食堂コーディネーターの配置、市民センターの有効活用などに加え、子ども食堂の運営に必要な「人・モノ・資金・場所」の確保策について検討する。</p>	文言修正

施策（６）こころの教育、体験・学習機会の充実

柱②体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実

取り組み名	概要	取扱
こども文化会館の運営	<p>児童文化の普及や創作活動を促進することによって、幼少年期の子どもの創造力や表現力をはぐくみ、人間性豊かな青少年を育成することとともに、子育てについての支援を行う。</p>	事業追加

施策（10）障害のある子どもや発達のが気になる子どもへの支援

柱①心身の発達のが気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

取り組み名	概要	取扱
在宅障害児支援の充実	<p>(前略)</p> <p><u>また、日常的な医療的ケアが必要な子どもたちの支援に当たっては、様々な職種の連携が必要であるため、関係者間の調整を担う専門スタッフの育成等に取り組む。</u></p>	文言追加

※国の指針（抜粋）…人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を推進することが重要である。

施策（12）子育てを応援する体制づくり

柱④市民が利用しやすい相談体制

取り組み名	概要	取扱
子ども・家庭相談コーナー運営事業	<p>(前略)</p> <p><u>※ 児童福祉法に基づき「子ども家庭総合支援拠点」の設置に努める。</u></p>	文言追加

※国の指針（抜粋）…市町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置に努めるものとする。